

# Nara Women's University

【内容の要旨及び審査の結果の要旨】 高齢者の地域居住を保障する日常生活圏に関する研究-自治体の介護サービス基盤計画より-

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2010-01-15 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 奥山,純子, 中山,徹, 今井,範子, 瀬渡,章子, 宮坂,靖子 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10935/1309">http://hdl.handle.net/10935/1309</a>

氏名(本籍)	奥山純子 (兵庫県)
学位の種類	博士(学術)
学位記番号	博課第382号
学位授与年月日	平成20年3月24日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 人間文化研究科
論文題目	高齢者の地域居住を保障する日常生活圏に関する研究 —自治体の介護サービス基盤計画より—
論文審査委員	(委員長) 准教授 中山 徹 教授 今井 範子 教授 瀬 渡 章子 准教授 宮 坂 靖子

## 論文内容の要旨

### 研究の背景と目的

高齢者が地域で生活するためには、様々な社会資源との関わりが必要である。特に介護が必要な高齢者にとっては、必要な施設・サービスが地域に整備されているか否かが地域で暮らし続けられるかどうか大きな影響を与える。また高齢者を地域で支える場合、これらの施設・サービスが連携をとりながら、包括的なケアを提供する必要がある。そのためには、連携をとるための「地域」(圏域)を定めなければならない。

そこで本研究では、今後増加が見込まれる要介護高齢者が地域で暮らすことを可能にする居住環境を目指し、特に自治体が責任を持って整備すべき“公的介護サービス基盤の整備計画”を、圏域を設定して実践している事例に着目し、①地域ごとの介護サービス基盤整備に対する自治体の意向、②法制度による地域ごとの介護サービス基盤整備の全国的実態、③介護サービス基盤を地域ごとに整備した自治体の現状と課題、④高齢者の地域居住を保障する海外の介護サービス基盤の事例から、高齢者が地域の中で尊厳ある生活ができる介護サービス基盤の計画について提言を行うことを目的としている。

### 各章の概要

本論文は序論(第1章)、本論(第2～8章)、結論(第9章)からなる全9章で構成される。

第1章では、研究の背景を述べ、既往研究のレビューを行うことによって、本論文の目的と位置づ

けを明らかにしている。第2・3章では、2000年介護保険法施行後の、介護サービス基盤の整備計画が圏域を設定して実施されている計画について、アンケート・ヒアリング調査から把握している。第4・5・6章では、2005年の法改正により制度として義務付けられた地域ごとの介護サービス整備の実態について、計画書の分析・アンケート・ヒアリング調査から把握している。

第7章では、地域ごとの介護サービス整備を継続的に実施している自治体の現状と課題について、ヒアリング調査から把握している。第8章では、高齢者の地域居住を保障する海外の介護サービス基盤の事例について、ヒアリング調査から把握している。

最後に、第9章では、各章で明らかになった結果を総括し、高齢者が地域の中で尊厳ある生活ができる介護サービス基盤の計画について提言を行っている。

## 結 論

(1) 全国の市・区に対する2004年の調査より以下の点を明らかにしている。

介護保険給付の対象サービスの整備のために、自治体内を細分化した独自の圏域を設定している自治体は5.7%であった。今後の整備を予定していない自治体は59.4%であり、その理由の多くが、行政域と人口規模が大きくないため必要性を感じていないというものであった。他には、民間事業者の自由競争により配置バランスが取れており問題ないというもの、交通の便がよいために必要な、契約による利用者の自由選択を尊重するという意見がみられた。一方で、圏域設定の予定がない自治体でも、サービスの地域偏在が起これ配置誘導を考えた整備に必要性を感じている自治体もみられ、実際に、圏域の設定はしていないが立地場所を考慮している自治体や、必要性を感じながらもサービス事業者が民間であるために対応策がないとする自治体もみられた。都心部では、必要な場所での土地の確保が困難であることも理由として挙げられた。

圏域を設定して整備を行っている自治体は、高齢者を地域で支える地域ケア体制（ソフト）と介護サービス事業者（ハード）の両方を整備対象とする事例に対して、人が集まる「拠点」があることで地域のニーズを迅速に把握でき、ソフト機能が強まることを利点と捉えていた。

2005年の介護保険法改正では、面としての介護サービス基盤の強化を目的として、日常生活圏域ごとに地域密着型サービスを中心とした面的なサービス基盤を計画することが義務付けられた。

(2) 全国の市区町村に対する2006年の調査より以下の点を明らかにしている。

日常生活圏域は、自治体人口3万人を越すと複数の圏域が設定される傾向が把握できた。その圏域規模は、人口約24,000人、面積約50km<sup>2</sup>であり、2中学校区程度であった。全国的な圏域の設定状況は国が示す基準（1中学校区程度）よりも大規模であるが、その理由は圏域の設定目安が「人口規模」を優先していることにあると考えられる。すなわち、現在の介護保険制度においては、サービス事業者の採算性を考慮する必要があり、採算の取れる人口確保を優先しているからである。

また、自治体における地域包括ケアシステムの中核機関である“地域包括支援センター”の平均設置数は2.28施設であり、人口10万人以上になると複数の施設が設置された。圏域内のネットワークが構築されていると判断できる自治体の圏域設定特性を分析すると、該当自治体は、圏域規模には特性はないが、設定目安や設定理由に特性がみられた。全国では日常生活圏域の設定理由を「高齢者が交通手段を用いて生活」する範囲や「サービス拠点を整備するのに適当」である範囲としているのが多いのに対し、該当自治体は従来からのコミュニティなどが発展している「何らかの活動範囲」を理由に設定している割合が高く、その範囲に包括センターの担当圏域を合致させている。

(3) 介護保険法改正以前から圏域を継続的に設定している自治体での調査から以下の点を明らかにしている。

圏域を設定する場合、事業者間の競争による質の向上や、地域レベルの質の均等に問題が生じることが考えられるが、これまでよりも地域内外で緊密な連携をとり、研修会等を定期的で開催して、全体のレベルアップにつなげる必要があることが確認された。事業者自身も、地域との連携や事業者間の研修の実施を望んでいるケースもみられた。また、海外の事例として、スウェーデンの自治体職員、ホームヘルパー、支援判定員への調査より、高齢者を地域で効率的に支えていくためには、介護だけでなく医療も含めて、圏域を設定して整備すべきサービスは、それぞれの圏域の整合性を検討し連携体制の取りやすい整備を行うべきであることが確認できた。

これらの調査結果より、目的に沿って調査で得られた新たな知見を整理し、地域ごとの介護サービス基盤計画への提言を行った。

## 論文審査の結果の要旨

日本は世界の中でも高齢化の進行が早く、超高齢社会を迎えようとしている。高齢者が地域で生活するためには、様々な社会資源との関わりが必要であるが、特に介護が必要な高齢者にとっては、必要な居住環境が地域に整備されているかどうかが重要である。本研究は、今後増加が見込まれる要介護高齢者が地域で暮らすことを可能にする居住環境を目指し、特に自治体が責任を持って整備すべき公的介護サービス基盤の整備計画を、圏域を設定して実践している事例に着目し、①地域ごとの介護サービス基盤整備に対する自治体の意向、②法制度による地域ごとの介護サービス基盤整備の全国的実態、③介護サービス基盤を地域ごとに整備した自治体の現状と課題、④高齢者の地域居住を保障する海外の介護サービス基盤の事例から、高齢者が地域の中で尊厳ある生活ができる介護サービス基盤の計画について提言を行うことを目的としている。

本論文は序論（第1章）、本論（第2～8章）、結論（第9章）からなる全9章で構成されている。第1章では、研究の背景を述べ、既往研究のレビューを行うことによって、本論文の目的と位置づけを明らかにしている。第2・3章では、2000年介護保険法施行後の、介護サービス基盤の整備計画が圏域を設定して実施されている計画について、アンケート・ヒアリング調査から把握している。第4・5・6章では、2005年の法改正により制度として義務付けられた地域ごとの介護サービス整備の実態について、計画書の分析・アンケート・ヒアリング調査から把握している。第7章では、地域ごとの介護サービス整備を継続的に実施している自治体の現状と課題について、ヒアリング調査から把握している。第8章では、高齢者の地域居住を保障する海外の介護サービス基盤の事例について、ヒアリング調査から把握している。第9章では、各章で明らかになった結果を総括し、高齢者が地域の中で尊厳ある生活ができる介護サービス基盤の計画について提言を行っている。

本研究の学術的意義は以下の4点にまとめられる。

(1) 高齢者福祉に関する研究は多数見られる。都市計画学、建築学からの研究も多く実施されているが、人間工学的な視点からの研究、バリアフリーに関する研究、地域諸団体の連携に関する研究等である。本研究は、高齢者の地域居住を継続させるのに必要な日常生活圏に焦点を当てた研究である。同じような視点の提案は本論でも指摘しているように若干見られるが、それらは学術的な調査をふまえて行われたものではなく、イメージ的な提案にとどまっている。本研究は、全国の自治体に対する実態調査、先駆的な自治体の事例調査など、豊富な実態調査によって圏域設定の全国的な現状を把握した上で、圏域設定に関する提言をおこなっており貴重である。

(2) 2005年の介護保険法改正によって地域包括支援センターの設置、日常生活圏域の設定が各自治体に課せられた。本研究では、法改正を受け、全国の自治体が日常生活圏域をどのように設定しているかを把握するため悉皆調査を行い全国的な傾向を把握した。このような調査はまだどこも取り組んでいない。同様に本研究では地域包括支援センターの設置状況に関する全国的な調査を実施している。地域包括支援センターの状況については厚生労働省でも把握しているが、本研究で明らかにした日常生活圏域と地域包括支援センターの関係を把握している調査研究は見られず貴重である。

(3) 本研究では圏域設定の先駆的な事例として長野県茅野市を取り上げている。茅野市を取り上げた研究・報告はすでにあるが、本研究では、行政の定めた圏域設定を介護保険事業者がどのように評価しているか、実際どの程度、圏域設定が事業展開に関係しているかを把握している。このような視点で茅野市を取り上げた調査研究は本研究が初めてであり貴重である。また、圏域設定が介護保険に位置づけられたが、その意味を介護保険事業者の視点から捉えた調査でもあり重要である。

(4) 本研究はスウェーデンにおける圏域設定の状況を把握している。スウェーデンの地域福祉についてはすでに各方面で紹介されている。本研究ではスウェーデンの3都市を取り上げ、圏域がどのように設定されているか、圏域が地域福祉との関係でどのような意味を持っているかを把握した。このような視点でスウェーデンの地域福祉を調査したものはなく貴重である。スウェーデンは日本のように行政情報が一括して管理されていない。そのような状況で整理された資料は、学術的な資料として重要である。

本研究で明らかにされた成果は、日本都市計画学会に1篇(審査付き論文)、日本建築学会に2篇(審査付き論文)掲載されている。また、日本建築学会、奈良女子大学家政学会で審査付き論文が各々1篇再審査中(1回目の査読で再審査となり、改訂原稿を作成し、それが現在査読中)である。

掲載済の審査付き論文計3篇で生活環境計画学講座の基準(3篇)を満たしている。

また、日本建築学会大会に3篇(口頭発表)、日本建築学会近畿支部に3篇(口頭発表)、アジア地区家政学国際会議に2篇(ポスター発表)、日本家政学会大会に3篇(口頭発表)、日本家政学会関西支部に1篇(口頭発表)と学会等でも発表している。

本論文の申請者は博士後期課程2年在学中で早期修了者である。上述したようにすでに審査付き論文が3篇あり、2篇が再審査中であること、本論文には十分な学術的意義が認められることを審査委員会として確認した。

以上の点から、本論文は、奈良女子大学博士(学術)を授与するにふさわしい内容であると判断する。